

決 定 書

異議申出人

千葉県市川市八幡 2 丁目 5 番 8 - 7 0 6 号

吉住 威典

上記異議申出人（同人は、平成 3 1 年 4 月 2 1 日執行の市川市議会議員の任期満了による一般選挙（以下「本件選挙」という。）において候補者であった者である。以下「異議申出人」という。）から同月 2 6 日付けで提起された本件選挙における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議の申出の要旨

1 趣旨

本件異議申出の趣旨は、本件選挙における一部の当選者の当選が無効であるとの決定を求めるというものである。

2 理由

- (1) 異議申出人が平成 3 1 年 4 月 2 6 日付け異議申出書（以下「本件異議申出書」という。）及び同日付け当該異議申出書に係る補足説明書（以下「本件補足説明書」という。）において主張した本件異議申出の理由を要約すればおおむね次のとおりである。

ア 異議申出人が候補者であった平成 2 9 年 1 1 月 2 6 日執行の市川市議

会議員の補欠選挙（以下「平成29年補欠選挙」という。）における異議申出人の得票総数が4,162票であったのに対し、本件選挙における異議申出人の得票総数が当該4,162票の約20分の1の212票となったことにつき、本件選挙における異議申出人の得票総数が平成29年補欠選挙における異議申出人の得票総数に比べて激減した事由を合理的に説明できるものは何もなく、重大な誤りがある。

イ 本件選挙において、異議申出人の得票の中からかなりの有効投票が抜かれ、毀棄又は隠匿されている。

ウ 本件選挙において、異議申出人の得票の中から抜かれた有効投票が当該有効投票に記載されていた異議申出人の氏名から本件選挙における別の候補者であった者の氏名に書き換えられてその者の得票となり、その結果、その者が当選人となっている。

エ 本件選挙に係るテレビ番組で報道された開票速報によると、開票作業が開始された午後9時10分から開票作業中の午後10時過ぎまでの開票状況は5、6人の候補者が200票の得票であるとされた状況であり、この状況は、開票作業の遅滞である。開票作業に使用された読み取り機の故障が原因としてどこからか報道されていたが、当該遅滞は不自然である。

オ 本件選挙において、異議申出人の得票総数が公職選挙法（昭和25年法律100号。以下「公選法」という。）93条1項3号に定める得票数に達しなかったのは、行政権力が乱用されたことによるものであるにもかかわらず、同項の規定に基づいて市川市が異議申出人の供託物を没収することは、行政の権限の濫用である。

(2) 小括

以上の理由により、本件選挙における一部の当選者の当選は無効とされ

るべきである。

決 定 の 理 由

1 当委員会が認定した事実

(1) 本件異議申出の審理に至るまでの経緯について

ア 当委員会は、平成31年4月26日に本件異議申出書を、同月28日に本件補足説明書をそれぞれ受理した。

イ 本件異議申出書及び本件補足説明書には、公選法216条1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「準用行服法」という。）19条2項4号の規定による異議の申出の趣旨が記載されていなかったことから、当委員会は、異議申出人に対し、令和元年5月8日付けで補正命令書を交付し、準用行服法23条の規定に基づき、同月15日までに当該異議の申出の趣旨を記載するように補正を命じるとともに、当該補正がなされたことを前提として本件異議申出の審理を行うに当たり、当該審理のために必要があるとして、準用行服法33条の規定に基づき、同日までに本件異議申出の理由を証する書類その他の物件の提出を併せて求めた。

ウ 令和元年5月8日、異議申出人は、当委員会に対し、上記イの補正命令の内容に基づき、異議の申出の趣旨を記載した同日付け補正書を提出した。当該補正書の提出を受けた当委員会は、本件異議申出が公選法206条1項及び準用行服法19条2項（3号及び5号を除く。）に定める形式的な要件を具えた適法なものと認め、その内容の審理を行うこととした。

なお、同月15日までに、異議申出人から当委員会に対して本件異議申出の理由を証する書類その他の物件の提出はなされなかった。

(2) 本件異議申出の審理について

当委員会は、本件異議申出は、公選法 206 条 1 項の規定に基づく本件選挙の当選の効力に関する異議の申出と認めるところであるが、本件選挙の開票作業に瑕疵があったことを理由とするものであるため、公選法 205 条 1 項の規定に基づく本件選挙の無効を決定すべき場合に該当するかどうかについても判断をする必要があることから、職権で、当該判断をした上で、本件異議申出の理由に当選無効の原因となり得べき違法事由が認められるかどうかを検討し、当選無効の判断をする。

(3) 選挙無効について

ア 本件異議申出の理由（異議の申出の要旨 2(1)）において主張する事実の調査

A 本件選挙の概要

(A) 立候補した候補者及びその数 別紙「市川市議会議員一般選挙立候補届出状況」のとおり。

(B) 投票結果 130,828 人
内訳 男 64,198 人
女 66,630 人

(C) 開票場所 市川市国府台市民体育館 2 階第 1 体育館（千葉県市川市国府台 1 丁目 6 番 4 号）

(D) 開票開始日時 平成 31 年 4 月 21 日午後 9 時 10 分

B 本件選挙における開票作業の概要

(A) 開票作業に係る開票所の状況 別紙「平成 31 年 4 月 21 日執行市川市議会議員一般選挙開票所レイアウト」のとおり。

(B) 開票作業における投票の流れ 別紙「投票の流れ」のとおり。

C 本件選挙の午後 10 時時点の開票状況及び開票結果

(A) 午後 10 時時点の開票状況 別紙「市川市議会議員一般選挙開票状況（22 時 0 分現在）」のとおり。

(B) 開票結果（平成 31 年 4 月 22 日午前 0 時 32 分確定） 別紙「市川市議会議員選挙開票結果」とおり。

D 公選法等所定の手続違反の有無

開票は、開票立会人（選挙立会人）の立会いの下による投票の点検その他公選法等所定の手続に従って適正に行われている。

E 開票作業の様子を記録したビデオカメラの撮影内容の検証

当委員会が開票作業の様子を記録したビデオカメラの撮影内容を確認した結果、開票作業の流れに問題とされる点はなく、開票所内の様子並びに開票作業に従事する職員及び開票所内にいた者の動きに不審な点はみられない。

F なお、異議申出人からは本件異議申出の理由（異議の申出の要旨 2 (1)）を裏付ける証拠類は何ら提出されていない。

イ 小括

本件異議申出の理由について、異議申出人からは当該理由を裏付ける証拠類は何ら提出されておらず、当委員会が開票作業を検証した結果、そのような事実は認められない。よって、本件選挙の管理執行において選挙の規定に違反することがあり、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがないことから、公選法 205 条 1 項の規定に基づく本件選挙の無効を決定すべき場合に該当しない。

(4) 当選無効について

ア 当選無効の原因となり得べき違法事由

名古屋高裁平成 4 年 12 月 17 日判決において、当選無効の原因を判断するに当たっては、「その(当選無効)原因となり得べき違法事由には、

当該当選人決定についての違法即ち、①当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、②各候補者の有効得票数の算定の違法、③当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である」と判示されている。

イ 「各候補者の有効得票数の算定の違法」を理由として当選争訟と認めて争いの対象となる事項

上記アで判示された当選無効の原因となり得べき違法事由と本件異議申出の理由とを照らすと、本件異議申出は、当該違法事由のうち、②各候補者の有効得票数の算定の違法を主張するものと判断される。そこで、その可能性があるかどうかを検討するものであるが、「各候補者の有効得票数の算定の違法」とは、公選法95条1項において、有効投票の最多数を得、かつ、法定得票数以上の得票のある者が当選人と定められていることから、次のいずれかの事項が争いの対象となる（「逐条解説公職選挙法（下）（ぎょうせい）安田充・荒川敦編著」1653頁・1654頁）」とされている。

(ア) 有効投票の最多数を得た者であるかどうか。

当選者中の最下位得票者よりも得票数の多い者がいるからその者が当選人であるべきで、当選者の中で最下位の得票数であるものの当選は違法であるからその当選は無効であるという主張であって、何人かの当選が無効であるという主張あるいはそのような主張と認められるものでなければならず、当選の効力には何ら関係なく、単に自分の有効得票数が何票である等の確認を求めるものは、当選争訟ではない。

しかし、当選無効を主張する者が自分（当委員会注：異議申出人）が当選人であるということを主張することは必要としない。

(イ) 法定得票数以上の得票があったかどうか。

当選者のある者が法定得票数に達していない者であるからその当選は無効であると主張するもの又は法定得票数に達する有効得票数がないものとして落選者と決定された者につき法定得票数以上の有効得票数を得た者であるから当選人と決定されるべきであるとして、選挙会の決定の取消しを求めるものである。

当落に関係なく法定得票数以上の得票を得たかどうかを争うことは当選争訟ではないから、このような争訟は認められない。また、供託物没収点以上の得票があるか否かを争うことも、当然当選争訟ではない。

ウ 本件異議申出の理由の検討の結果

上記イを踏まえ、本件異議申出の理由が、当選無効の原因となり得べき違法事由の一つである「各候補者の有効得票数の算定の違法」として認められるかどうかの検討の結果は次のとおりである。

(ア) 本件異議申出の理由ア（異議の申出の要旨2(1)ア）は、上記イ(ア)「当選の効力には何ら関係なく、単に自分の有効得票数が何票である等の確認を求めるもの」の事項に当たるものと解され、当選無効の原因となり得べき違法事由として認められない。

(イ) 本件異議申出の理由イ及びウ（異議の申出の要旨2(1)イ及びウ）の理由は、当該理由イ記載の主張が「異議申出人の得票の中から抜かれた1,330票以上の有効投票が毀棄又は隠匿された結果、異議申出人が当選者中の最下位得票者（有効得票数1,542票）よりも下位となったのであるから、当該当選者中の最下位得票者の当選は違法である」と、当該理由ウ記載の主張が「異議申出人の得票の中から抜かれた有効投票が当該有効投票に記載されていた異議申出人の氏名から本件選挙における別の候補者であった者の氏名に書き換えられてその者の得

票となった結果、異議申出人又は落選者が当選者中の最下位得票者よりも下位となったのであるから、当該当選者中の最下位得票者の当選は違法である」と解することができることから、当選無効の原因となり得べき違法事由として認められる。

(ウ) 本件異議申出の理由エ（異議の申出の要旨 2 (1)エ）の理由は、当選無効の原因となり得べき違法事由ではない。

(エ) 本件異議申出の理由オ（異議の申出の要旨 2 (1)オ）の理由は、上記イ(イ)「当落に関係なく法定得票数以上の得票を得たかどうかを争うこと」及び「供託物没収点以上の得票があるか否かを争うこと」の事項に当たるものと解され、当選無効の原因となり得べき違法事由として認められない。

エ 小括

当選無効の原因となり得べき本件異議申出の理由イ及びウ（異議の申出の要旨 2 (1)イ及びウ）において主張する事実は、上記(3)において判断したとおり認められない。よって、各候補者の有効得票数の算定の違法はない。

2 当委員会の判断

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する異議申出人の主張にはいずれも理由がない。

よって、準用行服法 4 5 条 2 項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和元年 5 月 2 1 日

市川市選挙管理委員会
委員長 佐々木 和夫

(教示)

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で千葉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。